



「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しました

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するには、より多くの方に配偶者からの暴力に関して正しく理解してもらい協力が得られるよう、普及啓発に努めることが大切です。

県女性相談支援センターでは「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、下記のとおり啓発活動を実施しました。

記

1 展示啓発①

＜実施場所＞ マーサ 21 東館 1 階 Green Parks fuuwa 店前 (岐阜市正木中 1-2-1)

＜実施日時＞ 令和 7 年 11 月 17 日 (月) ~ 20 日 (木) 開店時間内

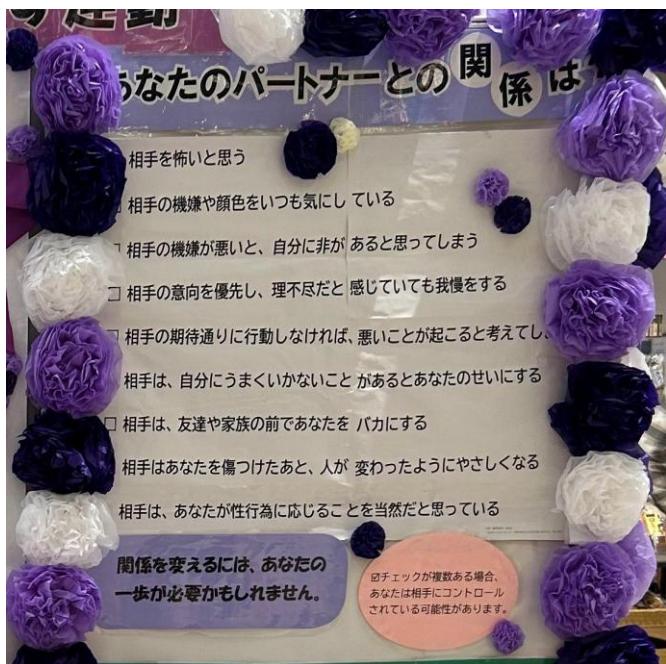
DV に関する展示を実施し、多くの方に啓発品を持ち帰っていただきました。



東側



西側

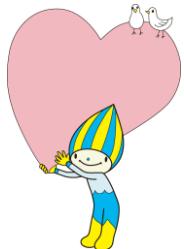


2 展示啓発②

<実施場所> 県図書館 1 階閲覧室（岐阜市宇佐 4 - 2 - 1 ）

<実施日時> 令和 7 年 1 月 12 日（水）～ 24 日（月・休）開館時間内

女性の人権尊重のための意識啓発関連図書を展示しました。



3 岐阜県庁舎のライトアップ

<場所> 岐阜県庁舎（岐阜市薮田南 2 - 1 - 1 ）

<日時> 令和 7 年 1 月 19 日（水）～ 25 日（火）
18 時 00 分～ 22 時 00 分

岐阜県庁舎を「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルカラーであるパープルにライトアップしました。



4 街頭啓発

- <場所> ①イオンモール各務原インター 1階ノースコート
(各務原市那加萱場3-8)
②マーサ21 北館1階西入口前、東館1階南入口前
(岐阜市正木中1-2-1)
- <日時> 令和7年11月20日(木) ①11時00分~12時30分
②15時30分~16時30分

岐阜県中央子ども相談センターと連携し、オレンジリボン運動に合わせて児童虐待防止及びDV防止の啓発グッズを配布しました。



5 その他

このほか、各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）各市町村において、啓発活動を実施しました。（別紙参照）

女性に対する暴力をなくす運動とは・・・

平成13年から、国と地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化とともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年11月12日から25日（11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施しています。